

平成 2年 1月15日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室

(青梅市駒木町 1-684 Tel0428-23-6859)

「庭場」の語義について－「庭場」理解の方法的試論－

庭場についての研究は民俗学で古くから行われてきており、多くの成果を生んでいます。しかし、歴史学的な方面からの approach (理解への方法) が十分に伴ってきているとは言い難く、今後の進展が大きく期待されます。

青梅市内に限って、庭場の存在が確認できるのは、南小曾木、上成木 (下分)、御岳、友田、北小曾木、野上です。

「市川家日記」は、幕末から明治中期にかけての農民の日常生活を綴った日記として貴重な史料であり、『日本庶民生活史料集成』(三一書房) に所収され公に利用できます。また、庭場についてもこれほどまとまった史料は今のところ他には見当たりません。そこから、庭場の機能と構造を知ることができます。それによると、庭場は日常、非日常を問わず農民の生活に密接に結びついたところで機能していました。

いくつかの事例を以下にあげると、①寄合いの開催、②日待 (夜を徹して会合し、朝日を待つ行事) の開催、③家事後のはいはき (灰を掃除することだが、その他の身辺整理も含めた行為も象徴的に表現したものだろうか)、④雨乞い、⑤祭礼、などの行為が庭場を単位として行なわれています。また、庭場が、年齢段梯集団である若者組と、村内の一女性の懐妊をめぐって相論を起こしてもいます。

庭場は、およそ 20 軒を前後とする単位で集合していたようです。また、自己の庭場を identify (他と区別する) するために、小名を冠して称していました。端的な例としては、『新編武蔵風土記稿』には、「友田村」(市内友田) の小名の項に「後庭場」があります。

以上概観してきましたように、庭場の機能と構造は、上長淵「村鏡」(青梅市史史料集 1・2 号) で見られる村組のそれと合致する点が多いことが指摘されています。しかし、そうであればそれだけ、庭場という語の意味に関心が向いてきます。

『諸橋大漢和』で「庭」「場」それぞれを引くと多くがしるしてありますが、その中に興味をひかれる記事がありました。それは語義の歴史性を説明した箇所、「庭」は現在の「場」に相当する意味を持ち、「場」は古くは「庭」と言われていたというのです。すると、「庭場」は、新旧の同じ意味の語を合成して成り立っているということになります。(確かに「市場」(いちば) は古くは「市庭」とも表記した。)

つい最近まで、ところによっては現在でも機能している、この庭場の史料上の上限は文政 4 (1821) 年です。しかし、「庭場」という語の持つ意味の多様さや、「庭」という語の歴史の深さを考えると、「庭場」理解に新たな視点が生まれてくるかと思えます。

(文責 山下哲也)